

# 規制以外の手法について（概要）

# 1. 規制以外の手法の必要性

## ①適正な施設の維持管理等の確保

- 工場・事業場における環境負荷の大きい施設  
・設置届出、設備構造基準、排出基準等の規制
- 行政の立入検査時に不適切な維持管理等が確認される事例  
・届出と異なる施設の運用、排水基準超過等  
⇒通常、行政の指導により速やかに是正  
⇒日常的な事業者による適正管理が重要

## ②効率的な環境保全対策への転換

- 製造業等の工場・事業場においては、環境対策にかかる予算・人員が不足との指摘
- 法・条例に基づく規制は、一定の施設を有する工場・事業場に対し、一律の規制で事業活動の実態に即した効率的なものとは言えないケースもある。
- 規制に代えて、柔軟に環境保全対策を実施可能にすれば、新たな技術の積極的導入なども期待

## ③規制による環境改善効果が明確でない課題への対応

- 近年、大阪の環境の状況は大きく改善
- 一方、これまでの法・条例による規制にも拘わらず、大気環境における光化学オキシダントのように環境基準の早期達成が困難な項目がある。
- これまでの排出等規制以外の効果的な手法について検討する必要性

## ④新たな環境課題への配慮

- 環境問題に対する社会の関心の拡大  
(SDG<sub>s</sub>、温暖化、資源循環、生物多様性等)
- これらの課題の解決には、環境・社会・経済の統合的向上という視点が必要
- 工場・事業場の事業活動は新たな環境問題に対しても大きな関わりがあり、その環境対策を進める際には、上記の視点にも配慮が望まれる。

## 2. 規制以外の手法の導入にあたっての考え方（案）

- これまでの規制を中心とした枠組みでは十分な対応が困難な課題に対しては、事業者自らの創意工夫による自主的・積極的な取組を行政として促進する方策について検討するべき。
- 事業者による自主的取組促進策の具体化を検討する際の視点を整理（次頁①～④）
- 制度の導入にあたっては、実効性の検証、事業者ニーズの考慮が必要
- 根拠の条例への位置づけにより、継続的な促進体制を構築

### 3. 自主的取組促進策の検討の際の視点（案）

#### ①自主的な施設の適正管理の促進

- 行政の立入検査時に確認する項目・内容をあらかじめチェックリストとして公表
- 事業者が確認したチェックリストを自主公表するなどの仕組みの構築
- 効率的な立入検査による労力の削減に加え、コロナウイルス等の感染リスクの低減にも寄与

#### ②事業活動の実態に即した自主的取組の促進

- 府内の工場・事業場の事業内容は多岐に亘る。
- 工場・事業場が自らの判断で取り組むべき内容を検討し、計画することも効果的
- 行政が一定の指針を示し、事業者は指針に沿って取り組むべき課題を自ら選定し、具体的な取組内容や目標などを計画書として策定

#### ③関係機関等との連携による対応

- 光化学オキシダントなど、これまでの個々の工場・事業場に対する規制では十分な改善が見られない項目がある。
- 関係業界や関係機関等との連携による効果的な推進体制の構築や幅広い層を対象とした啓発など

#### ④先進的な取組事例の広報等

- 事業者の環境問題への取組姿勢などを投資の判断材料の1つとするESG投資が拡大
- 府内の中小の製造業等では若年層を中心とする新たな人材の確保が難しい状況
- 幅広い環境課題に自ら積極的に取り組む事業者を行政が適正に評価し、その情報を広報